事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 20 年 12 月 12 日
担当部・課：経済基盤開発部都市・地域開発第一課

1．案件名 都市計画策定・管理能力向上プロジェクト The Urban Planning Formulation and Management Capacity Development Project
2．協力概要 （1）プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述 ベトナムの各都市で適正な都市開発を実現するためには、適正な都市計画の策定と管理が鍵となる。その実現のステップとして、①旧来の都市計画の策定手法・管理手法の近代化⇒②関連する法制度の整備⇒③地方人民委員会[8]の能力向上⇒④適正な都市計画の策定・管理、を想定している。本プロジェクトは、このうち、主に①及び③に対応し、既存の策定手法・管理手法を改善し、ベトナム側が、新たに研修センターを設立し、地方人民委員会都市計画担当者向け研修をできるようにするまでをプロジェクト目標としている。 都市計画の策定手法については、新しい策定手法を、地方人民委員会の都市計画担当職員を主に対象とした実務マニュアル（以下「都市計画策定マニュアル」）として取りまとめる。また、いくつかの地方省・都市を選定し（以下「モデル地方省・都市」）、それらの省・都市を対象にした地域計画・都市計画を策定し（以下「ケーススタディ」）、都市計画策定マニュアルの検証を行う。 都市計画管理は、都市計画制度とその運用の在り方そのものであり、本プロジェクトにおいては、ベトナムの制度改善そのものを成果とはしないが、本プロジェクトの成果として、制度改善に向けた都市計画制度及びその運用についての提案を取りまとめる。この提案を踏まえ、ベトナム側で制度整備を行うこととしている。 この新たな都市計画の策定手法・管理手法を全国に展開するため、建設省ベトナム建築・都市農村計画研究所（以下「都市計画研究所」）は、同研究所内に「ベトナム都市計画研修センター」（以下「研修センター」）を設立し、新たに研修コースを設置する。本プロジェクトでは、試行的な研修を通じて、研修コースを立ち上げるまでをプロジェクトの目標としている。本プロジェクト終了後、本プロジェクトの成果を活かして、ベトナム側で、本格的な研修コースを行うことになる。 （2）協力総額（日本側）：約 4 億円 （3）協力期間：2009 年 3 月～2012 年 2 月（3 年間） （4）協力相手先機関：建設省、同省ベトナム建築・都市農村計画研究所、都市開発庁 （5）国内協力機関：国土交通省

[8] 人民委員会は日本の県庁・市役所・区役所に相当する。ベトナムの地方行政は、①省・特別市、②郡・市、③町・村・区の三層で構成されており、本プロジェクトとでは地方都市部における省（Province）、市（City）、区（Ward）、各レベルの都市計画担当部局を協力対象とする。

(6)裨益対象者及び規模、等

直接裨益者:建設省、ベトナム建築・都市農村計画研究所職員、都市開発庁、地方人民委員会の都市計画担当者等

間接裨益者:ベトナム全土都市住民

3. 協力の必要性・位置付け

(1)現状及び問題点

ベトナムでは、急速な経済発展にともなって、全国的に都市化が進み、農村地域からの急激な人口流入、住宅不足、違法建築の横行、交通渋滞、水不足、環境悪化などが複合的に絡み合い、都市問題として顕在化してきている。このような都市問題は、ハノイ市やホーチミン市のような大都市のみならず、他の中小都市においても顕在化してきており、適切な都市計画の策定とその管理の必要性が強く認識されてきている。

これに対して、ベトナム政府は、2004 年に建設法を施行し、各地方人民委員会が都市計画(空間計画)を策定することを義務付け、2005 年・2007 年には、関連政省令の整備を行った。さらに、ベトナム政府は、2008 年現在、建設法他の法律に分散された都市計画関連条文を 1 つの法令に取りまとめ、更に新たな条文も加えて、都市計画法の立法化を進めている(2009 年、承認・施行予定)。

都市計画の法制度の整備が進められている一方、ベトナム側の都市計画策定手法は従来の社会主義計画経済体制時代からのトップダウン型であり、その近代化が課題となっている。特に、ベトナム側は、2004-2008 年に実施された「ハノイ市総合都市開発調査」のプロセスと成果に注目し、同調査に代表されるような、データに基づいた科学的な都市計画策定手法の導入と、その計画を実現するための新しい管理手法を、強く求めている。

このような状況のなか、建設省は、ベトナム建築・都市農村計画研究所を実施機関とし、都市計画策定・管理手法の近代化から、実務的なマニュアルの整備、地方人民委員会各レベルの都市計画担当職員に対する研修コース立上げまでを計画し、わが国に対し、技術協力プロジェジェクトの支援を要請してきた。

(2)相手国政府国家政策上の位置付け

「第 8 次社会経済開発計画」(2006-2010)において、地域の社会・経済開発を全体目標とし、全ての地域の社会・経済開発レベルの向上を掲げているが、適正な都市計画の策定とその実現は、その基礎として位置づけられる。また、都市開発の国家開発計画である「国家総合都市開発計画 2020」(2000-2020)で謳う各種レベルでの「都市の合理的発展」の実現に、本プロジェクトは寄与するものである。また、ベトナム政府は、2004 年の建設法の制定から現在の都市計画法の立法準備まで、都市計画関連の法整備を進めており、本プロジェクトで支援する都市計画策定・管理手法の近代化は、その動きに合致したものである。特に、都市計画策定の主体を中央政府から地方人民委員会に移行させており、本プロジェクトが行う地方人民委員会の能力強化は、その趣旨に合致している。

(3)我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施方針上の位置付け(プログラムにおけ

る位置付け）

対ベトナム国別援助計画（平成16年）においては、「都市開発」が重点分野に掲げられている。また現在改訂中の次期援助計画（第1次案）（平成 20 年 5 月）においても、「都市開発・運輸交通・通信ネットワーク整備」が重点分野として掲げられ、「都市計画の策定・管理能力の向上に関する支援を行う」とされており、本プロジェクトはその趣旨に合致する。

4．協力の枠組み

〔主な項目〕

（1）協力の目標（アウトカム）

① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

ベトナム都市計画研修センターが、新しい都市計画手法に基づいて、都市計画策定・管理に係る研修コースを実施できるようになる。

＜指標・目標値＞

・ベトナム側が実施する本格研修事業の実施計画（予算確保を含む）

・研修講師、研修施設、研修コース（カリキュラム・シラバス、教材）が有機的に結びついた研修システムの確立

② 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

ベトナム都市計画研修センターを通じて、地方人民委員会の職員が自ら都市計画を策定・管理できるようになる。

＜指標・目標値＞

・地方人民委員会の都市計画担当職員の能力向上

・新たに改定された都市計画の数

（2）成果（アウトプット）と活動

【成果1】 都市計画策定マニュアルが作成される（都市計画策定手法の改善）。

〈指標〉

・都市計画策定マニュアル

〈活動〉

1.1 都市計画分野の現況分析・課題抽出を行う。

1.2 都市計画策定手法を改善する。

1.3 都市計画策定マニュアル（案）を作成する。

1.4 都市計画マニュアル（案）をケーススタディの結果を踏まえて改定し最終版を作成する。

【成果2】 ケーススタディとして、モデル地方省・都市の都市計画が策定される（都市計画策定マニュアルの検証）。

〈指標〉

・作成されたモデル地方省・都市の都市計画

〈活動〉

2.1 ケーススタディの調査内容の詳細を検討する。
2.2 モデル地方省・都市を選定する。
2.3 モデル地方省・都市でケーススタディを実施する。

【成果３】 研修講師が育成される。
〈指標〉
・ 育成された研修講師の数・能力
〈活動〉
3.1 研修講師用の研修カリキュラム/シラバス、教材を作成する。
3.2 研修講師に対する研修コースを実施する。
3.3 研修講師に対し、ケーススタディ等を通じて OJT を実施する。

【成果４】 研修コース（カリキュラム/シラバス、研修教材、実施要領）が整備される。
〈指標〉
・ 研修コースのカリキュラム/シラバス、研修教材、実施要領
〈活動〉
4.1 試行研修のカリキュラム/シラバス、教材、実施要領を作成する。
4.2 試行研修を実施する。
4.3 試行研修の結果を踏まえ、研修コースの内容を改定し、最終版を作成する。

【成果５】新しい都市計画管理手法（マネジメント・ツール）を提案する。
〈指標〉
・ 都市計画マネジメント・ツール提案書
〈活動〉
5.1 都市計画管理の改善を検討する。
5.2 我が国の都市計画制度の事例紹介を行う。
5.3 新しい都市計画管理手法（マネジメント・ツール）を提案する。

【成果６】ベトナム都市計画研修センターが設立される。
〈指標〉
・ 都市計画研修センターの組織設立の承認
・ 配置された職員、整備された施設・機材
〈活動〉
6.1 研修に必要な職員を配置する。
6.2 ベトナム都市計画研修センターの施設・機材を整備する。
6.3 ベトナム都市計画研修センターの組織が設立される。

(3) 投入
① 日本側（総額 約 4 億円）
ア. 専門家派遣：（約 100M/M）
【短期専門家（業務実施契約）】

(1) チーフアドバイザー/都市計画
(2) 都市計画策定（計画策定一般）
(3) 都市計画策定（都市デザイン/景観）
(4) 都市計画制度・マネジメント（制度分析/研修コンテンツ開発）
(5) 都市計画基礎調査（調査一般）
(6) 都市計画基礎調査（GIS）
(7) 各種関連調査（交通計画）
(8) 各種関連調査（基盤インフラ）
(9) 研修計画
【長期専門家】
(10)都市計画制度・マネジメント（都市計画制度/行政）

イ. 供与機材：研修機材（プロジェクター等）
ウ. 研修員受け入れ：年間数名程度
エ. その他：ケーススタディ費用等

② ベトナム国側（総額不詳）
カウンターパートの配置、施設建設、その他

（4）外部要因

① プロジェクト目標を達成する上で満たされるべき外部条件
ア. 本格研修実施に必要な予算が手当てされる。
イ. 育成された研修講師が継続して研修を実施する。

② 上位目標を達成する上で満たされるべき外部条件
ア. ベトナム都市計画研修センターが研修を継続して実施する。
イ. 地方人民委員会に、都市計画を策定・管理するための組織が整備され、関連部局で連携がなされる。
ウ. 都市計画制度が改善・整備される。
エ. 都市開発事業手法が確立される。
オ. 上記制度整備に基づき、都市計画管理手法が改善され、研修コースに反映される。

5. 評価5項目による評価結果

（1）妥当性

ベトナム政府が都市計画制度の整備を近年進めている中で、本プロジェクトが行う、①計画策定・管理手法の近代化と、②都市計画策定の主体となる地方人民委員会の能力強化は、ターゲット・グループである建設省、研究所、地方人民委員会のニーズに合致する。

本プロジェクトは、「第 8 次社会経済開発計画（2006-2010）」及び「国家総合都市開発計

画 2020」(2000-2020)の趣旨に合致している。

外務省の対ベトナム国別援助計画(第1次案)(平成 20 年 5 月)及び JICA の対ベトナム国別援助実施方針にも合致しており、日本の ODA 政策、計画、戦略とも一貫性を有する。

なお、ベトナムにおける都市計画分野については、他ドナー(EU 等)や大学で研修の実績があるところ、これらの成果を取り込むことで、相乗効果が見込まれる。

(2)有効性

本プロジェクトでは、①都市計画策定手法の改善に係る提案(都市計画策定マニュアルの作成)、②ケースタディを通じた都市計画策定手法の検証、③研修講師の育成、④研修コースの整備、⑤都市計画管理手法の改善に係る提案、⑥研修センターの設立と、研修コースの立上げまでに必要なコンポーネントの 1 つ1つを成果(アウトプット)としており、これらの成果の実現により、プロジェクト目標の達成が計画されている。

なお、②は「①の検証作業」という側面では、①のプロセスの一部とも考えられるが、ケーススタディの結果策定される都市計画は、モデル地方省・都市で将来有効に活用されるものであることを考慮し、改めて 1 つの成果として考えるものとする。また、⑤の都市計画管理手法の改善については、法制度整備と一体的な取組みとなる。したがって、既存の制度の枠組みの中、あるいは改善される制度整備状況を見据えて、本プロジェクトの中で、研修コースに反映できるもの反映してく。しかしながら、本プロジェクトの協力期間内では制度整備が難しいものについては、ベトナム側で、制度整備と併せてその運用方法を確立し、研修コースに反映させていく。

都市計画研究所は、都市計画に係るベトナム随一の国家機関として、豊富な業務経験を有しており、他ドナーとの協力実績も多く、都市計画策定・管理手法の改善を検討するカウンターパート機関としては十分な能力を有している。また、建設省(建築・都市計画局)及び都市開発庁が、都市計画研究所と並んで本プロジェクトのカウンターパートとなっており、法制度も含めた都市計画管理手法の改善については、中央省庁も巻き込み、制度化も踏まえた実施体制となっている。

研修コースの立上げについては、都市計画研究所は、地方人民委員会都市計画担当者に対する研修の重要性を十分に認識し、研修センターの施設を既に独自予算で整備するなどオーナーシップを発揮している。建設省としても本プロジェクトを重要案件と認識しており、外部条件に掲げられた、研修コースの本格実施に必要な予算の確保と、育成された研修講師が継続して研修コースを実施する可能性は十分にあるものと判断される。

(3)効率性

成果の指標は、その内容を的確に表すものと考える。ただし、【成果3】の指標である研修講師の能力については、本プロジェクトの実施開始段階で能力評価を行い、ベースラインとする。また、各活動は、それぞれ6つの成果に直結したものであり、妥当なものと考える。各活動を達成するための専門家投入については、業務実施型のコンサルタントと、都市開発事業や行政の経験を有する長期専門家(国土交通省推薦予定)を組合せて、高い相乗効果を図るものとする。

近年実施された「ハノイ市総合都市開発計画調査」（2004-2008）や実施中の「ダナン市都市開発マスタープラン調査」（2008-2009）の調査プロセスや成果を活用することにより、都市計画策定・管理手法の改善についてより効率的な協力が可能となる。また、都市計画研究所が EU と共同で地方人民委員会に向けて行った研修や大学による研修の成果を取り込むことで、研修についても、より効率的・効果的なものにできると考える。

講師育成にあたっては、座学のみならず、ケーススタディ等を通じたオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）を行うことで、講師が知識を実際に活用するというところまで可能となる仕組みを取り入れている。

（4）インパクト

地方人民委員会の職員が適正な都市計画を策定・管理するという上位目標は、本プロジェクトで整備された組織・研修講師・研修コースが本格的な研修事業を継続していくことで、その達成は見込まれると考える。ただし、上位目標を達成するためには、外部条件にあるとおり、地方人民委員会における都市計画部門の組織強化・関連部門との連携強化や制度整備が重要であり、ベトナム側でこれらの外部条件事項への取組みが大きく影響する。

（5）自立発展性

都市計画研究所は研修施設を自前で整備し、本プロジェクト終了までに必要な組織・人材の整備と予算の確保を予定している。かつ、上位機関である建設省も恒常的な都市計画に関する研修コースの設置に同意していることから、プロジェクト終了後も、研修が継続実施される可能性は十分にある。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

都市計画策定マニュアルの作成にあたっては、社会・環境配慮の点についても十分に留意・配慮する。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

特になし。

8. 今後の評価計画

(1) 中間評価調査：2010 年 8 月（予定）

(2) 終了時評価調査：2011 年 10 月（予定）

(3) 事後評価：2015 年